

JPドメイン名登録管理業務移管契約第11条に定める費用支弁に関する契約書(案)

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「甲」という)と株式会社日本レジストリサービス(以下「乙」という)とは、甲乙間で締結された2002年 月 日付JPドメイン名登録管理業務移管契約(以下「移管契約」という)第11条の定めにより支弁される、移管契約第1条第2項に定める業務(以下「当該業務」という)を甲が遂行するために必要な費用について、次のとおり契約(以下「当該契約」という)する。

第1条 (費用)

1. 乙は、甲に対し、JPドメイン名登録管理業務の移管後、別途甲乙協議により定める費用を支払う。甲乙は、毎年3月末日までに当年4月から翌年3月までの費用を協議により決定するものとする。
ただし、年度途中であっても、登録料・維持料の徴収不能、経済情勢の変動、乙の財政的状況その他費用を変更する必要がある場合、甲乙協議の上これを改訂することができる。
2. 当該業務に要する実費が前項に定める費用を超える場合、その超過額は甲の負担とする。

第2条 (支払方法)

甲は、費用月額(契約開始日の属する月及び契約終了日の属する月については、日割計算するものとする)を翌月末日までに書面で乙に請求する。乙は、この請求に基づき、請求書受領の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込むことにより、支払うものとする。

第3条 (契約期間)

当該契約の期間は、甲から乙に対して移管契約によりJPドメイン名登録管理業務が移管された日に開始し、甲の当該業務が終了するとき又は乙がICANNから委任されているJPドメイン名登録管理業務が終了するときまでとする。

第4条 (合意管轄)

当該契約もしくは当該契約に付随関連する事項について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。

第5条 (協議)

当該契約に定めなき事項又は当該契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

当該契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通ずつ保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都千代田区内神田2-3-4 国際興業神田ビル6階
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長 村 井 純

乙 東京都千代田区神田小川町1-2風雲堂ビル3階
株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東 田 幸 樹